

しんぎ かいぎ けっか
審議 (会議) 結果

しんぎかいどうめいしやう 審議会等名称	だい かい かながわけんしやうがいしやせさくしんぎかい 第35回 神奈川県障害者施策審議会
かいさいにちじ 開催日時	れいわ ねん がつ にち げつようび じ ふん 令和4年11月28日 (月曜日) 10時00分から12時10分まで
かいさいばしよ 開催場所	さんぎやうばうえき かいぎしつ さんかあ 産業貿易センターB102会議室 (オンライン参加有り)
しゅつせきしや 出席者	かいちやう かもはらいいん い かめいぼじゆん たかしいいん すずきいいん そうまいいん 【会長】 蒲原委員、 (以下名簿順) 嵩委員、鈴木委員、相馬委員、 こやまいいん ふじもりいん はんざわいいん ないとういいん おのいいん こすぎいいん 小山委員、藤森委員、榛澤委員、内藤委員、小野委員、小杉委員、 なりたいいん ありはらいいん しんぼいいん とくだいいん やまなしいいん けい にん 成田委員、在原委員、眞保委員、徳田委員、山梨委員 (計15人)
じかいかいさいよていび 次回開催予定日	れいわ5ねん3がつごろ 令和5年3月頃
しよぞくめい 所属名、 たんとうしやめい 担当者名	しやうがいふくしかちやうせい しばた 障害福祉課調整グループ 柴田 でんわ 電話 (045) 210 - 4703 ファクシミリ (045) 201 - 2051
けいさいけいしき 掲載形式	ぎじろく 議事録
しんぎけいか 審議経過	いか 以下のとおり

ぎ だい
《議 題》

- (1) かながわ しょう がい しやけいかく とりくみじやうきやう
 障がい者計画の取組 状 況
- (2) けいかく かいてい みなお
 計画の改定、見直しについて

ほうこくじこウ
《報告事項》

- (1) かながわけん い しけつていしえん とりくみ
 神奈川県の意思決定支援の取組について
- (2) せり や えん けっか ほうこく
 芹が谷やまゆり園のモニタリング結果の報告について
- (3) なかい えん りやうしやしえん
 中井やまゆり園における利用者支援について
- (4) かれい じたいさく じやうきやう
 過齡児対策の 状 況 について
- (5) かながわけんちいきふくししえんけいかく かいてい
 神奈川県地域福祉支援計画の改定について

はいふしりやう
《配布資料》

- しりやう しょう しやけいかく しんちやくかんり
資料1 かながわ 障がい者計画の進捗管理について
- しりやう しょう しやけいかくてんけんひやうか
資料2 かながわ 障がい者計画点検評価シート
- しりやう けいかく かいてい みなお
資料3 計画の改定、見直しについて
- しりやう かながわけん い しけつていしえん とりくみ
資料4 神奈川県の意味決定支援の取組について
- しりやう せり や えん けっか ほうこく
資料5 芹が谷やまゆり園のモニタリング結果の報告について
- しりやう なかい えん りやうしやしえん
資料6 中井やまゆり園における利用者支援について

資料7 過齢児対策の状況について

資料8 神奈川県地域福祉支援計画の改定について

《その他資料》

- 第6期神奈川県障がい福祉計画
- かながわ障がい者計画
- 当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会報告書
- 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～
- みんなで読める 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～

【事務局による進行】

- 福祉部長挨拶
- 会議運営に関する事務連絡

【蒲原会長による進行】

(蒲原会長)

それでは議事に入ります。先ほど説明がありましたとおり、本日は議題が2つ、報告事項が5つございます。皆さんの協力を得ながら、できるだけ中身の濃い議論かつ効率的にやっていきたいと思っております。

大体の時間の目安のイメージを申し上げます。最初に、議題の1と2で、合わせて1時間10分ぐらい、11時20分ぐらいには報告事項の方に入れたいと思っております。

報告事項は5つございますが、説明と質疑を合わせて7分程度ということにすると、大体12時に収まります。それでは、円滑かつ活発な議論ができるように、進めていきたいと思っております。早速議題の1、かながわ障がい者計画の取組状況につきまして、事務局から説明をよろしく願いいたします。

(事務局)

資料1、2に基づいて説明

(蒲原会長)

それでは、ただいま説明がありました議題1の関係で、皆さんから御意見、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。最終的には、今話がありましたとおり、

別途紙で出すという方法もありますけども、せっかくの機会ですので、皆さんから御意見御質問よろしく願いいたします。

それでは小山委員よろしく願います。

小山委員

はっきり言って、最初の1番「すべての人の権利を守るしくみづくり」の虐待防止センターを知らない人たちが、6年経ったのにもかかわらず周りには多いです。周りは知らない人たちが多し、その内容自体も知らないし、私のいる横須賀の方では、ほとんど親頼りなので、親が情報を渡さないという事は、入ってこないという感じになっています。

次にグループホームです。精神障がい者が増えていると思うのですが、知的障がいの人たちのグループホームばかり増えていると思います。私の周りには精神障がいの人が、なかなかグループホームが決まらないと言っています。身体障がい者専用とか、精神障がい者専用のグループホームがそんなにない。これについて、どうなのかなと思っています。

それと、コロナでスポーツができないと言われてたりしますが、これについては前々からそうです。親が結局スポーツとかを決めていて、お金がかかるから、あなたは水泳にきなさいとか、あなたはマラソンにきなさいとかってね。現実としては親が決めちゃうんですよ。これならお金がかからないでしょとかってね。コロナのせいにしてはいるけど、その前からスポーツとか芸術文化とか、そういったものは皆親が決めています。

だからね、親がシャットアウトする限り、私たちに情報が来ないという、それが今の横須賀の現実です。だから、みんな困ったという感じなんです。そして親も支援者も本人も皆高齢化になっている。これが1番の問題です。私たちの地域では高齢化の問題が大きいんです。

蒲原会長

ありがとうございます。いくつか大事な御指摘がありました。特に本人が決めるのではなくて、親が全部決めているという話は、先ほどのところで言えば、意思決定支援の推進にすごく関係してきていて、誰の意思を大事にしていくかという話になるかとおもいます。

小山委員

親が全てシャットアウトして、本人が言ったことにしてしまうというね。それじゃ、

どうすればいいとなって、私^{わたし}がいる本人^{ほんにん}の会^{かい}みたいところで、何人^{なんにん}か集^{あつ}めてみましょ
うみたいなのはするけれども、知的障^{ちてきしょう}がい者^{しゃ}の相談員^{そうだんいん}は少ない^{すく}のです。全然^{ぜんぜん}足りてい
ません。ということは情報^{じょうほう}がないということなのです。

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

大変^{たいへん}大事な御指摘^{ごしてき}で、色々^{いろいろ}なことに関係^{かんけい}していることだと思^{おも}いました。いくつか意見^{いけん}
が出てから事務局^{じむきょく}でまとめて、今^{いま}の時点^{じてん}で言^いえることを説明^{せつめい}していただければと思^{おも}いま
す。それでは、次^{つぎ}に榛澤委員^{はんざわいいん}お願い^{ねが}します。

はんざわいいん
(榛澤委員)

2点^{てん}ほど、このテーマ^{はつげん}で発言^{おも}したいと思^めいます。1つ目^めですが、点検評価シート^{てんけんひょうか}の33
ページ「今後の課題^{こんご}と対応^{かだい}」にある「安全・安心な生活環境^{たいおう}の整備^{あんぜん}」の2つ目の丸^{あんしん}で、
精神障^{せいしんしょう}がい者^{しゃ}の社会参加^{しゃかいさんか}の促進^{そくしん}について発言^{はつげん}したいと思^{おも}います。障^{しょう}がい者^{しゃ}の交通費^{こうつうひ}の
負担軽減^{ふたんけいげん}というのは、社会参加^{しゃかいさんか}や引きこもり^ひがち^{かた}な方^{かた}の孤立^{こりつかいしょう}解消^{いっつい}に一定^{こうか}の効果^{こうか}があると
考^{かんが}えます。しかしながら、横浜市^{よこはまし}と川崎市^{かわさきし}は、無料^{むりよう}でバスや地下鉄^{ちかてつ}に乗^のれますが、県内^{けんない}
の他^{ほか}の市町村^{しちょうそん}では路線バス^{るせん}の割引制度^{わりびきせいど}を精神障^{せいしんしょう}がい者^{しゃ}には導^{どう}入^{にゅう}していません。

実^{じつ}はこの要望^{ようぼう}というのは、長年^{ながねん}、私^{わたし}の地元^{じもと}である相模原市^{さがみはらし}にも要望^{ようぼう}しています。相模原
市内^{さがみはらし}を走る神奈川中央交通^{しながわ}のバスは、身体障^{しんたいしょう}がい者^{しゃ}と知的障^{ちてきしょう}がい者^{しゃ}の方は半額^{はんがく}で乗
るのに、精神障^{せいしんしょう}がい者^{しゃ}は半額^{はんがく}で乗^のれません。長年^{ながねん}私^{わたし}たちが要望^{ようぼう}する中で、相模原市^{さがみはらし}
神奈川中央交通^{しながわ}と話し合^{はな}いの場^あを持ち、割引^{わりびき}について要請^{ようせい}していただいたのですが、
横浜市^{よこはまし}と川崎市^{かわさきし}以外^{いがい}は、精神障^{せいしんしょう}がい者^{しゃ}の運賃割引^{うんちんわりびき}をやっていないので、他^{ほか}の市町村^{しちょうそん}との
バランス^{ばらんす}を考^{かんが}えると、割引制度^{わりびきせいど}を導^{どう}入^{にゅう}することが難^{むずか}しいと言われてしまいました。

ただ、相模原市^{さがみはらし}も、バス^{うんちんわりびき}の運賃割引^{しゃかいさんかそくしん}は社会参加促進^{ゆうこう}の有効な制度^{せいど}の一つ^{ひと}と考^{かんが}えている
と言^いっていましたが、この点検評価シート^{てんけんひょうか}にも、精神障^{せいしんしょう}がい者^{しゃ}の社会参加促進^{しゃかいさんかそくしん}のためと
書^かいてあるということは、社会参加^{しゃかいさんか}のための有効性^{ゆうこうせい}を認^みめておられると受け取り^うました。
横浜市^{よこはまし}と川崎市^{かわさきし}ができるのに、他^{ほか}の市^しができないことはないと思^{おも}ってしまして、また、
障^{しょう}がいの種類^{しゅるい}によって乗車運賃^{じょうしゃうんちん}に差^さがあるというのは、3障^{しょう}がいの公平性^{こうへいせい}の観点^{かんてん}から
も、看過^{かんか}できないことだと思^{おも}っています。

もちろん、バス^{うんちんわりびき}の運賃割引^{せいしんしょう}だけで、精神障^{せいしんしょう}がい者^{しゃ}やひきこもり^{かた}の方^{かた}の社会参加^{しゃかいさんか}を完全^{かんぜん}
に実現^{じつげん}できるわけではありませんが、社会参加^{しゃかいさんか}の促進^{そくしん}に一定^{いっつい}の効果^{こうか}があると考^{かんが}えます。

今日^{こんにち}、日本^{にほん}で非常^{ひじょう}に大きな課題^{おお}となっているひきこもりや孤立^{かだい}の対策^{こりつ}の一つ^{たいさく}として、
非常^{ひじょう}に重要^{じゅうよう}だと思^{おも}いますので、神奈川県^{かながわけん}としても、すべての市町村^{しちょうそん}で精神障^{せいしんしょう}がい者^{しゃ}
の割引^{わりびき}を導^{どう}入^{にゅう}できるように、本気^{ほんき}で取り組^とんでいただきたいと考^{かんが}えています。

続いて2点目になります。神奈川県障がい福祉計画の19ページ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のところで、丸の1番目、2番目のところ、我が国の精神疾患の患者が急激な増加をしていて426万人いるとあります。本県の患者数も、平成20年には18万人だったのが、29年には37万になっていて、急激に増加しています。10年で2倍というのは異常な増加率だと思います。もちろん増加する理由は、患者が増えただけではなくて、発達障がい者が手帳を取れるようになったことや、今までの制度が普及してきていて、知る人が多くなったということもあると思いますが、こんなに人の心が病んでしまう社会であることは問題がある。どうすれば患者が増えないようにできるのか、その対策が必要だと考えます。しかしながら、この障がい福祉計画に患者数が増えたことは記載されていますが、障がい福祉計画も障がい者計画にも、患者数の増加を防ぐための施策が見当たりません。

私も若い頃から精神疾患にかかってしまって、人生がめちゃくちゃになってしまった人間です。この心の病というのは、なってしまうと取り返しがつきません。もちろん、精神疾患にかかってしまった方を支える施策も必要ですが、それと同時に、この病気になる人を少しでも減らすという考え方も必要ではないでしょうか。なってからでは、本当に遅い病気です。その方とその家族の人生を壊してしまう病気です。どうすれば減らせるか、今は僕もわかりませんし、誰もわかりませんが、この社会にゆがみがあって、人々は精神的に大きな負担や強いストレスを抱えながら生きているというのは、僕は事実だと思います。精神疾患のある方を減少させ、未然に防ぐという発想で、その調査研究をして、対策を立てることも、計画の中に入れたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。以上、2つの点について発言させていただきました。

かもはらかいちょう (蒲原会長)

ありがとうございます。それでは、今小山委員と榛澤委員から大事な御指摘ありましたので、今説明できることについて事務局からお願いいたします。

じむきょく (事務局)

まず、小山委員からお話をいただいたことについてです。まず1点目の、障害者権利擁護センターの周知については、権利擁護センターのホームページ等がありますが、十分ではないと思っておりますので、貴重な御意見として受けとめさせていただきたいと思っております。

それから、スポーツや文化活動について、実はお父さんお母さんが決めてらっしゃるというようなお話もいただきました。蒲原会長からもお話いただきましたが、意思

けつていしえん いちばんじゅうよう ぶぶん おも かんが かつ
決定支援というところの、一番重要な部分になってくると思いますが、その考え方が
ふきゅう すす じぎょうしゃ しせつかんけいしゃ すこ ひろ ぶぶん
普及しきれていない。事業者、施設関係者には少しずつ広めている部分はありますが、
ごかぞく いた ぶぶん おも とりくみ つう
御家族にまでは、まだ至っていない部分もあろうかと思っていますので、取組を通じて、
ふきゅう すす かんが
普及を進めていきたいと考えています。

つづ さいき しんたいしょう かつ せいしんしょう かつ
続いてグループホームについてです。先ほど、身体障がいの方や精神障がいの方の
グループホームがなかなか増えないという話をいただきました。基本的には、それぞれ
の市町村でニーズを吸い上げて、それに応じて計画にも、サービス見込量などを位置付
けているところですが、そういった細かい、一人ひとりの方に合ったグループホームが
せいび できているのかというのは、そういった声を我々も聞いておりますが、正確にはま
だ把握がちゃんとできていません。その把握の方法も含めて検討したいと思います。

つづ はんざわいいん はなし うんちん わりびき かんけい こんかい てんけんひょうか
続いて榛澤委員からお話をいただいたバス運賃の割引の関係です。今回の点検評価シ
ートにも、少しだけ書かれています。我々も、運賃の割引について精神障がいの方だ
け適用されていないことを問題だと考えており、かながわしょうがいしゃけいかく きさき
けいかく しょうがいしゃけいかく きさき
るところです。そして毎年、神奈川県バス協会の方にも、働きかけはずっと継続をして
おります。横浜・川崎以外のところで、適用がされていないということについては、引き
つづ じゅうよう かだい とら とく おも
続き重要な課題と捉えまして、取り組んでいきたいと思っています。

せいしんじっかん にんずう ぶぶん かんじゃ かず そうどう ふ じじつ
それから、精神疾患の人数の部分です。患者の数が相当増えているというのは事実で
す。その前段で、発症しないような取組というのが必要ではないのかという話をい
ただきました。少し検討させていただきたいと思っています。

はんざわいいん ごしてき とお せいしんじっかん かんじゃ ぞうか しゃかいてき
榛澤委員から御指摘の通り、精神疾患の患者が増加をしているということで、社会的
に厳しい情勢ということもあるでしょうし、変化としては、ある程度こういった心の
健康に関心をお持ちになって、例えばそういったクリニックにかかるハードルが以前よ
りも少し下がって、もしかしたら病気と診断される方が増えたということもあるかと
おもいます。そこで、県においても、精神疾患を未然に防ぐとか、早いうちに、お医者様
に診ていただくというのがだいじということで、例えば、電話相談の体制を24時間化した
り、LINEで気軽に御相談をいただけるような仕組みを作ったりという、相談事業の充実
であるとか、それから精神的な不調で最初に体の症状が出て、内科のお医者さん等に
かかる方もいらっしゃるの、内科の先生方に、こういった精神疾患についての御理解
をいただいて、早めに専門医、精神科医につないでいただく研修を実施するといったよ
うな取組を行っています。

こうしたことを計画に位置付けるかに関しては、検討させていただければと思います。

かもはらいちよう
(蒲原会長)

それでは藤森委員お願いいたします。

ふじもりいじん
(藤森委員)

心身障害児者父母の会連盟の藤森と申します。今、小山委員から、親が意思決定をしてしまうというお話を聞いて、すごく心苦しいと思ったのですが、そのようなスポーツや余暇は本当に数が少ないため、親としてもどこかにないかと探しても、結局そういう団体が遠いところに行かないとないたため、やはり近くにある通いやすいところを選んでしまうところがあります。そのような障がい者向けのことをやっている団体や企業への支援を公的なもので入れていただけると、裾野が広がるのではないかと、聞いていて思いました。

あと、もう1点、グループホームの件です。今、企業系のグループホームは、数は大きく増えてきているのですが、私どもの会員の話では、利益優先というわけではないのですが、「お話時間を15分だけ」とか、「こういうのは我慢して」といった形で、ご本人たちの目線とは少し違うと思われるグループホームもあります。全てのデータに言えることですが、増えたらよいというわけではなく、その内容がどうなっているかについてご検証いただけたらと、親の立場から思いました。

じむきよく
(事務局)

今グループホームのお話をいただきました。我々も、これまではグループホームサポートセンターを設置しながら、例えば開設説明会や職員研修などをやりながら、グループホームの質と量を増やそうと良くしようということで取組を進めてきました。

一方、今お話いただいたような地域の方からも、グループホームの数は増えたけど、なかなか受け入れてくれない、障がい者が重い方を受けてくれない。また質もどうなのかというお話を伺うようになってきています。そういった中で、まだ来年度の予算調整のところではありますが、我々もその実態をしっかりと把握して、県として何ができるのかを考えていきたいと思っているところがございます。

続いて、余暇についてです。障がい者の余暇活動についての支援については、これまで、計画書もそこまで書かれていないと思えますし、不十分だったと思っております。働く場所や住む場所というところは、今までも本当に必要だからということで、重視してきたところなのですが、余暇の部分は本来必要なのですが、なかなか取り組んでいなかった部分があるかと思っております。次の計画への記載も含めて、考えていきたいと思っております。不十分なお答えですが、以上でございます。

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

ぜひよろしく願います。暮らしというのはもちろん公的サービスを受けるところ
もありますけれども、活動する全体を色々な形でサポートするというのは、大事なこと
かなと思ひながら聞いておりました。それでは徳田委員よろしく願います。

とくだいいん
(徳田委員)

弁護士会の徳田です。まず質問ですが、すべての人の権利を守る仕組みというところ
で、虐待と差別の研修を行われているとのことですが、研修内容というのはどうい
ったものなのか。例えば、法律家とか学識者による、虐待防止法とか差別解消法の理解、
あるいはもっと広く、障害者権利条約からの障がいの理念的な研修も入っているの
かどうかということです。

あとは、この資料でいうと、虐待の通報から虐待の認定をして、それに対応する過程
があると思うのですが、通報を受理して、そこでですね、法律家が入っている、法的な
助言が入っている、そういう仕組みを確立したみたいなことが書いてあったのですが、
本当に確立されているのか。弁護士会としては確立していると到底思えないので、どの
ような制度が最近できたのかをお伺いしたい。2ページの2番目の丸になりますが、62
件あって、そのうち法的な専門的助言が1回あったということですが、1回しかないとい
うこと自体が、確保されてないのではないかと、ちょっと少なすぎるなと思います。

神奈川県弁護士会も虐待について委員を派遣していることを把握していますが、それ
以外に、そういった体制は知らないものですから教えていただきたい。全国的に見ても、
施設虐待も含めて、通報があったときに、専門職チーム、弁護士とか社会福祉士で構成
された専門職チームが、助言しているケースも広がっているし、例えば横浜市は18区
全区に弁護士を置いています。通報を受けた担当のワーカーさんが悩んだときには、即座
に弁護士に相談できる体制を組んでいる。これは障がい者虐待もそうですし、高齢者
虐待もそういった体制を組んでいます。神奈川県はそのような体制を多分取られていな
いのではないかと。少なくとも神奈川県弁護士会は受けていませんので、こういった体制
を確保されているのか。あるいは、今後、専門職を入れた対応、仕組みを作っていくべ
きじゃないかなと思いますので、その点について、回答いただければと思います。

じむきよく
(事務局)

貴重な御意見ありがとうございます。虐待の相談に対しまして、どのような形で、
法的な、専門的な助言を得ているのか、という御意見でしたけれども、県では、弁護士会

の方に依頼をして、そこから派遣を受けるという形で、弁護士の先生に顧問という形で契約を締結させていただきまして、定期的に、通報を受けた案件について、これは虐待に該当するかどうか、といったことも含めて御相談させていただいております。

たまたま昨年度につきましては1回しかそういった機会がなかったのですが、1回大体10件から15件程度の案件につきまして、これは権利擁護センターで受け付けた相談、他に、市町村であるとか、県の機関の方からも、これは虐待があるのかといった電話の相談を受けたりしておりますので、それも含めた形で、弁護士の方に、これは虐待に当たるかどうかといったことを、案件ごとに内容を説明して、それに対して、これは虐待に当たるであろう、あるいはこれはちょっと虐待という認定をするには難しいのではないか、そういった専門的な御判断をいただいているというところでございます。

とくだいじん (徳田委員)

私は平成20年度まで、神奈川県弁護士会の高齢者・障害者の権利に関する委員会の委員長をやっていました。その後、副会長もやらせていただいています。今、弁護士会と県との仕組みがあるとか、顧問として相談に乗る契約、そういった仕組みがあるかのようにおっしゃっていますが、私も5年以上前、何年間か使用者虐待の相談担当をしておりましたが、もしその仕組みをおっしゃっているのであれば、余りにも貧弱すぎるというか、自主的に機能されていないのではないかなと思います。むしろ、だからこの相談実績になってきているのかなと思いますし、それ以外の仕組みを、弁護士会の委員会の幹部として把握していません。新しい仕組みがその後できたのであれば、それについて教えていただきたいというところもあるのですが、いずれにしても、もっとタイムリーかつ法的専門家が実働する形で、県域全部に自主的に関わられるような仕組みが必要だと思います。県の調査に行き行って書類を見て、こうですねこうですねというだけです。県の市町村にも、例えば弁護士が行くということでもいいです。その都度対応できるような、もうちょっと大きく自主的な仕組みを作られた方がいいのではないかなと思います。

あとは先ほど、色々進めてしまったので、漏れてしまったのかもしれないのですが、虐待の研修について、せっかく神奈川県にも弁護士がいるので、そういった弁護士を入れた法律の観点からの研修が必要だと思います。横浜市の虐待防止研修をずっと長い間、担当させていただいていますが、それは法律の講義だけじゃなくて、支援の実践の講義もある2日間にわたる講義ですが、責任者研修で感じるのは、法律とか、虐待防止法の理念的なところの理解がまだ浸透していないなと感じることがあります。そういった研修は、弁護士を利用するのでも、もちろん学識経験者でも構わないですが、ど

んどん入れていくべきなんじゃないかなと思います。

（事務局）

今申し上げた内容としては障害者権利擁護センターの運営の中での事業だけということになりますので、徳田委員がおっしゃられた以外のものでも新しく何か取組を進めているということはない状況です。不十分な部分はあるかと思っておりますので、そこは検討させていただきたいと思っております。研修に関しては、同じ権利擁護センターの方に委託をされていて、内容的には厚生労働省の方の障害者虐待防止権利擁護指導者養成研修、都道府県の職員に対して行われるような研修を少しアレンジしてというような内容で行っている状況ですので、少し充実を検討させていただきたいと思っております。

（蒲原会長）

オンラインの参加の方々が手が挙がっていますね。小野委員お願いします。

（小野委員）

神奈川県社協の小野です。私からは「1（1）すべての人の権利を守るしくみづくり」について意見があります。資料2の3ページ、一次評価の丸の5番目です。神奈川県で制度の普及啓発を行った結果、相談件数が増加するなど、成年後見制度の適切な利用のための取組を着実に進めていると書いてあり、この相談件数が増加しているというのは、とても大切なことですし、着実に進めていると感じました。

先ほど小山委員も制度の周知の問題をおっしゃっていましたが、制度を御本人ですとか、御家族に知っていただくのは第一歩ですので、そういう意味では、相談件数が増加しているのは、大きな第一歩だなと思っております。

その次の段階としまして、成年後見制度が、必要な人に本当に届いているのか、適切な利用が進んでいるのかどうか、この次の課題になってくるのかなと思っております。

神奈川県では、地域福祉課で成年後見制度利用促進の関係で進めていると思っておりますが、障がい分野特有の課題もあるかと思っておりますので、ぜひ神奈川県の障がい福祉の立場からも、適切な制度利用につながっているかどうかをモニタリングしていただけると大変ありがたいと思っております。

（事務局）

御意見どうもありがとうございました。県社協、法務省、家庭裁判所、市町村と連携をとらせていただきながら、成年後見制度の利用促進を進めております。御指摘の通り、

利用を促進する中で色々な課題が見えてきているところでございますので、今後、その課題を把握しながら、皆さんに利用していただける、適切な制度を進めていきたいと考えております。引き続き色々な情報をいただきながら、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

ありがとうございます。それでは山梨委員お願いいたします。

やまなしいいん
(山梨委員)

今回は令和3年度の事務事業点検の振り返りだと思うので、先日の中井やまゆり園の事件があったことについて、我々審議会として付記しないわけにはいかないのではないかと思います。あくまで政策的なレベルでの評価の対象だと思っておりますが、事務事業においても、その成果の積み上げの段階で気づくことができたのではないかとすることは、どこかに付記した方がいいのではないかと思いますので、審議会の意見として入れていただければと思います。

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

大事な御指摘だったと思いますが、事務局どうですか。

じむきょく
(事務局)

貴重な御意見だと思いますので、検討させていただきます。ありがとうございます。

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

それでは、そろそろ時間も押してまいりました。議題2が計画の改定見直しということで、今の議論を次にどうやるかということについての部分となりますので、議題2の説明もいただいた上で、議題1についてさらに追加的に質疑、という形にしたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

じむきょく
(事務局)

資料3に基づいて説明

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

新しい計画についての期間、そして位置付けとして、いくつかの計画を取りまとめて、

という話がございました。議題1の内容も含めまして、皆様方から御意見をいただければと思います。

やまなしいん (山梨委員)

まずこの統合について、効果は分かりますが、そのデメリットについてです。例えば高齢介護などは3年でローリングしています。時代の流れが早い中で、老人ホームの設置を増やしましょうとか、少子化が進む中で、保育園をどのように運営していくかという話については、3年の中で様々な意見があって、次期計画にという話に、現場ではなっています。そのため、6年というのは、非常に長く感じます。追加見直しが入るのは大きなことだと思いますが、この見直しの時期に県議会も巻き込んで、様々な意見をいただける機会というのは、とても大事だと思います。皆さんからすると、すごく手間であり、6年の方が事務的な負担が軽くなるのはよく分かりますが、3年を6年にするというのはちょっと懸念があります。なんでこんな長いのかなというのが、正直な感想です。短いことはもちろん大変です。しかし、短いことのメリットは、県民にとっては多いというところもあるのではないのかなと思います。

じむきょく (事務局)

現行の障がい福祉計画の部分を計画期間として3年として、中間見直しを行うという記載をさせていただいていますが、基本的には、厚生労働省からも、基本指針として示された内容を改定していかなければならないと思います。中間見直しとしていますが、障がい福祉計画に関する部分については、実質的には計画改定をしないといけないと思っております。理念的な部分については、障がい者計画が中心となりますが、それが6年としているだけで、障がい福祉計画に関する3年については、ある意味これまで通りというか、改定に近いような作業をしていくような形で、中間見直しをしていくことになると考えております。

やまなしいん (山梨委員)

当事者目線の障がい福祉推進条例も、この計画に盛り込むというか、一体感を出していくわけであり、計画のボリュームがすごく強く大きくなっていくと、それこそ負担になると思います。あえてそこを分けておくということは、あまり考えないのでしょうか。事務的に考えると、理念とかなどは総合計画と同じくらい長くしてもいいと思いますが、より現場の計画に近いものと、現場の影響を受けやすい、例えば次期の改定の時には、先ほど申し上げた、中井やまゆり園のような事件に対しての対策は、かなり強力

に、計画の根本を変えていかなきゃいけないと思います。それこそ3年であれば、2年前の話となりますけれど、5年前のあのことを、とはなかなかならないと思います。そのため、その現場計画に近いものについては、なるべく短く、理念的な計画とは、あえてバラバラにしておくことも、事務的な負担を考えると、良いのではないかなと思います。いかがでしょう。

（事務局）

今日参考資料としてお配りしている条例の第8条で、基本的な計画を定めなければならないと規定していて、その次の第9条で、基本計画に定める施策が、1から12まで書かれています。基本的にここに書かれている1から12については現行の計画でいうと、かながわ障がい者計画と同じような内容となっています。3つの要素を取り込んだ新しい計画になるのですが、内容的には、重複、共通のものになっていきますので、統一していきたいという考えです。先ほど、中井やまゆり園の話もいただきましたが、何か突発的であったり、すごく重要な案件が出てくれば、中間見直しの中で入れ込んでいくことになると思います。そこは我々としても、気をつけていきたいと考えております。

（蒲原会長）

次回以降は中身の話があると思いますが、期間の長期化、あるいは統合について、どういうところがメリットで、どういうところがデメリットで、デメリットに対して何ができるか、ということをよく整理するようなことで、よろしくお願いしたいと思います。続いて小山委員をお願いします。

（小山委員）

今までは18歳で卒業したら、養護学校の先生がずっとついていたりしていましたが、あなたは大人だからもう就労センターにおまかせね、という形で、就労センターの幅が広がってしまうのかなと思います。雇用の問題をどうするのかということが気になっています。成人が20歳から18歳になり、2年多くなって、各地で就労センター、ハローワークも変えていかなきゃいけなくなってくる。働く場の確保が一番大変かなと思います。計画が変わることで、就労センターに任せる感じになることが心配です。

住むところも18歳からグループホームに入れたり、アパートでひとり暮らししたり、本当に住ませてもらえるのが心配です。大体20歳からなので心配です。住むところ、働くところをどうするのが一番問題になります。

グループホームも20歳ならいいよって言うけれど、18歳となると、うーんと考えるんじゃないかなと思ってる。そうすると就労センターで預かってねということになるんじゃないかと思っっています。雇用の支援をする人たちも、今まで養護学校がついてくれていたものがなくなって、全部おまかせみたいになったら、大変だと思います。

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

大事な指摘だと思います。基本的には、雇用とか就労の場も入るし、もう一つ大事なのは、相談支援の体制できちんと寄り添いながら対応していくものと思っっていますが、その辺も踏まえて事務局どうですか。

じむきょく
(事務局)

まず就労支援ですが、各障がい保健福祉圏域に設置している障害者就業・生活支援センター事業というものがあまして、そこでの会議に私も出たりするのですが、特別支援学校の進路担当の先生方と協議をして、どういう形で、卒業後の支援をやっていこうかということをして在学中から調整をしているところはあります。ただ、各障がい福祉圏域で1か所ですので、そのセンターだけで全部担えるわけではないので、就労関係の就労移行支援事業所であったり、就労定着支援事業所等と役割分担を進めながら、連携をして取り組んでいるところです。また、特別支援学校ではなくて、インクルーシブ教育推進校がいくつか出てきていて、もう少ししたら、初めて卒業生が出てくるというところがありますので、そこについても、今からどう支援をしていくかというところは課題だと伺っっていて、その学校側と、障害者就業・生活支援センターと、調整をしながら進めているところです。蒲原会長がおっしゃられた通り、相談支援の事業者が、もう少し、切れ目のない支援という視点で入っっていけると、まだ十分ではないと思っっていますので、より良くなるのではないかと思っっております。

グループホームについて、制度的には15歳以上ということになっていますが、確かにこやまいんせいのせいで、小山委員がおっしゃるように、成人年齢であるとか、就労に就かないと、サービスに結びつかないというお話も聞くことがあります。後程報告させていただきますが、障がい児施設に入所している過剰児、本来であれば成人サービスに移行している方が、移行が進まなくて障害児入所施設に滞留しているという現状があります。県としても、市町村に、1日も早く関わりを始めてもらって、そういった就労やグループホームに移行することが大切なんだということ、わかってもらえるような仕組みづくり、そんなことも、今、検討を進めているところでございます。それ以外のところも含めて、機会を捉えて、そういった声があるということ、はっきり伝えていきたいと思っっております。

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

それでは少し時間が押して参りましたが、よろしいでしょうか。議題の1は冒頭でも説明がありましたとおり、別紙にしたがって、更に皆様方からの御意見をいただきたいと思ひますし、そこには、今日出たような、今後の計画に關係することを、少し書かれても、いいのではないかとと思ひます。もちろん計画の中身については、これから十分ここで議論していきますが、幅広い御意見をいただくというようなことで、やっていければと思ひます。また、計画の統合及び年数については、先ほどありましたように少しメリット・デメリットをよく整理した上で、考えていくということにさせていただければと思ひます。それでは続きまして、残り時間が30分プラスアルファございますが、まずは報告事項1について、事務局から説明をお願いします。

じむきょく
(事務局)

しりょう ちと せつめい
資料4に基づいて説明

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

それでは報告事項1につきまして、御質問等がありましたらお願いいたします。それでは、成田委員、お願いいたします。

なりたいいん
(成田委員)

ぜんけんてんかい はじ おも きたい かんが
全県展開が始まるというのはとてもいいことだと思ひますし、期待をしたいと考えています。1つは、施設職員、相談支援専門員などを対象にした研修を実施していることですが、その研修の内容をお聞きしたい。また、実際にそのガイドラインが、現場の方で、いかに活かされていくかというところを確認する意味で、難しいとは思ひますが、民間施設との人事交流、短い期間であっても、人事交流を期待したい。先進的な事例を県内施設に利用することもできるし、県内施設で今取り組んでいることを現場に、民間施設の現場に活かすこともできる。人事交流をすることで、全県的な取組という姿勢を全県に伝えることもできるし、私としてはそういう機会があることによって、県内の福祉施設の職員間の意気込みも違うのではないかと考えています。いかがでしょうか。

じむきょく
(事務局)

ぜんけんてんかい すす じゅうじしゃむ けんしゅう と
全県展開をこれから進めようとしております。従事者向けの研修にはこれまでも取り
く けん いたくじぎょう おこな ないよう くに
組んでおりますが、県は委託事業として行っておりまして、内容は国のガイドラインを
ベースにして、従業者、それから施設の管理者の方たちと一緒に学んで学びを深めて
もらっているところです。

それから、かくしせつ とりくみ はあく いろいろ とりくみれい きょうゆう とお
各施設での取組を把握して、色々な取組例を共有する。まさしくその通り
だと思ひます。われわれ かんが じっせんほうこくかい かい もよお いっしょうけんめい
我々が考えていたものは、実践報告会のような会を催して、一生懸命
やっているところの先進的な事例を共有しあつて、これからというところの参考にして
さんこう
いただけるような取組を進めていきたいなと考へているところでございます。

じんじこうりゅう いま そうてい けんとう おも
人事交流は今のところ想定になかったのですが、検討してまいりたいと思ひます。

かもはらかいちょう (蒲原会長)

いろいろ いけん き もくてき む いろいろ しゅほう かんが
ぜひ色々な意見を聞いて、目的に向かつて、色々な手法を考へていくということで、
やれたらいいかなと思ひます。つづいて 小山委員 ねが
続いて小山委員願ひします。

こやまいいん (小山委員)

ガイドラインをつく い だんたい とうじしゃ か
ガイドラインを作ると言ひますが、どういった団体なんでしょうか。当事者と書かれ
るのですが、ふじさわ よこはま さがみほらきんべん
藤沢とか横浜、相模原近辺なんでしょうか。

たとえば ちほう ひと いけん き み
例えば地方の人からは、あまり意見を聞かなくて、パソコンで見せていると考へてい
うふうによく言われるのですが、それが見られない団体はどうするのかなと思ひていま
す。

かもはらかいちょう (蒲原会長)

こま いけん き ほ じむきょく
きめ細かく意見を聞いて欲しいですね。事務局どうですか。

じむきょく (事務局)

とうじしゃ かた おお ごいけん たいせつ おも
当事者の方からなるべく多く御意見をいただくところが大切だと思ひております。た
だ、けんない いま とうじしゃだんたい さまざま かつどう おも すべ はあく
だ、県内で今、当事者団体は様々な活動があるかと思ひます。全てを把握しているわけ
はないのですが、おお ところ こと おお かなし うかが い
大きなところにお声をかけさせていただいて、お話を伺いに行こう
と思ひておりますし、これまでも、よこはましがい かつどう だんたい かにゆう
横浜市以外でも活動されている団体に加入されて
いる当事者の方とも意見交換を重ねているところです。

とうじしゃ かた ごいけん
当事者の方からすると、やはりわかりにくいという御意見がいくつかございまして、
とうじしゃ かた とりくみ りかい はたら ひつよう かんが
当事者の方にもこの取組を理解してもらえようような働きかけが必要ではないかなと考
えているところです。

こやまいいん
(小山委員)

やはり横浜とか、相模原近辺ということになってしまうのでしょうか。

じむきょく
(事務局)

そうですね。まだこれからどの団体に声をかけようかというところを考えていくところ
です。

かもはらいちよう
(蒲原会長)

ぜひ、色々な手法で、きめ細かく聞くということをお願いしたいと思いますし、確
かに、各市全部から聞き出すのは大変な面もあると思います。例えば市町村との意見交換会
とか、色々な形を使って、現場の声が入っていくようなことを考えたらいいと思いま
す。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは報告事項の1はこれでよろしいでしょうか。

続きまして報告事項の2と3、これは県立障害者施設に関するものですので、まとめ
て少し簡潔に説明をお願いします。

じむきょく
(事務局)

しりよう
資料5、6に基づいて説明

かもはらいちよう
(蒲原会長)

報告事項2と3について、もし何か御質問等ございましたら、よろしくお願ひします。
それでは徳田委員お願ひします。

とくだいいん
(徳田委員)

中井やまゆり園の報告について申し上げたいと思います。私も先日、中井やまゆり園
の園長さんの報告で、ここに書いてあるような内容、園内の写真を見させていただく
機会、説明を聞く機会がありましたが、非常に衝撃的で、まさに画像と一緒に見ると本当
にこんなことがあっていいのかと思いました。やはりその背景として、どこも受け入れ
先がないだろうということで、この人たちは何をやってもどうせできないんだ、みたい
なことで外にも出さないみたいな、そういった状況があったと、まさにここに書いて
あるように、人として見ていないような状況だったのだろうと思います。でも、今は
外に出すようになったと先ほども説明がありましたが、結構当たり前のことを今までや

っていなかった。どうしてこういう状況が出てきたのかなというのと、やはり同じようなことを起こさないためには何が必要なのかなと考えたときに、形式的な虐待防止法などの法律の理解を超えた実質的な理念とか、障がいのある方に対して特別視しない、仲間なんだという、障がいに対する、理念的なところからの研修とか、そういう意識も持っていていただくような機会がまず必要だと思います。法律の形式的な理解というのは、受けられていると思うのですが、その趣旨とか、その奥底にあるものからの研修、啓発、周知が必要だと思います。

もうひとつは、通報が何にもなっていないところなんです。全然上がってこない、調査もずっと放置されているというのは非常にゆゆしきことだと思っています。関連すると、先日、愛名やまゆり園でも、通報をした場合には懲戒処分するよ、みたいな文書が出回ってしまう、本当に通報ができないような、そういう透明性のないような状況があります。通報というのは虐待防止法の中で最も重要ですので、それができないようでは全く法律が意味ないことになってしまう。ここはやはり県として、通報をきちっと受けとめる、通報しやすい仕組みを作って、かつ通報者を保護する体制、弁護士会や日弁連は通報者保護官みたいなものを創設するべきだと言っていますが、そういった通報者保護にもう少し力を入れていただきたいと思います。

そこから、先ほどの話とも重なりますが、通報を受けたら迅速に第三者の専門職チームに回していくような、そういう道筋を作れば、より機能するのではないかなと思います。まず県で作っていただいて、圏域市町村のモデルとしていただくようなことが必要ではないかなと思います。

かもはらかいちょう
(蒲原会長)、

ありがとうございます。事務局は今の話を良く受け止めて対応してほしいと思います。少し時間の関係もありますが、続いて小山委員お願いします。

こやまいいん
(小山委員)

こういった施設も雇用の場も、大体同じような感じだと思います。障がい者の雇用の場にいる職員は、全然理解していない人もいます。働いている人、現場がどの程度障がいについて理解しているのかというのが問題です。どうせこれぐらいのだろうって、本で見えて分かっているのだろうと思いますが、実際に会ってみたら、こんなに酷かったんだということがあります。突然、現場に行くと、対応が遅れてしまう。どう対応していいのか分からない。だから、現場を何回か見せて、こういう仕事だよというのをきちんと説明をして、まずそれからだと思います。

みんな大学とか、そういったところで勉強しているのだけど、実際に見る障がい者とは、全然違います。私もすぐ倒れて発作を起こすのじゃないかとか言われるのだけでも、全然そうじゃない。

また、時間に追われるというのがあるかなと思います。仕事でもそうですが、先生方も時間に追われています。食事の時間、寝る時間、散歩の時間とか、色々な時間に追われるから、だから担当をそれぞれ食事する人とか、散歩に連れていく人とか、ある程度この担当者を決めていく、細かく決めていかないといけないのではないかなと思います。

ただ通報しろというのは難しいとは思いますが。現場としては、働く場で、首にするぞとかいろいろ言われたりするので。確かに、色々なことをこの人は知らないだろうと思って、言われることが結構あります。他に言っていることも聞こえていることだってあります。こちらは理解しているのだけど、ということがあります。

かもはらいちょう
(蒲原会長)

ありがとうございました。続いてオンラインの鈴木委員から手が挙がっています。よろしく願います。

すずきいん
(鈴木委員)

私からは1つだけです。この取組の中で、法人の姿勢というのをきちんと指摘しておいた方がいいかなと思います。

かもはらいちょう
(蒲原会長)

わかりました。今日出た色々な意見を事務局は受けとめて、きちんと対応するようにぜひお願いしたいと思います。続いて榛澤委員願います。

はんざわいん
(榛澤委員)

これは重度の知的障がい者の施設ですが、いわゆる精神科病院の中でも、不適切な身体拘束や不適切な投薬、閉じ込めるといった事例があります。身体拘束では、大和市の病院で、ニュージーランドの方が亡くなってしまったこともありましたように、知り合いが入院してひどいことをされたという方も結構いらっしゃるので、精神科病院でもこういうことがあるということも、ちゃんと調査していただきたいなと思います。そして、そういう不適切な事例があるということをご理解いただいて、そういうことが起きないようにしていただきたいと思います。要するに県も受けとめて、対応を考えて欲しいと思います。

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

非常に大事な意見だと思います。それでは、時間の関係もありますので、その他についても何かありましたら、事務局に出してもらえればと思います。

私の不手際もありまして若干時間が過ぎています。既に12時になりながら報告事項が2つありますので、2つまとめて簡潔に説明してください。

じむきょく
(事務局)

しりょう 7、8 に基づいて説明

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

ありがとうございました。報告事項2つについて、時間はあまりありませんが、何かご
ざいますか。では山梨委員お願いします。

やまなしいいん
(山梨委員)

町村として、地域福祉の中で、65歳の定年延長、我々公務員もこれからでありますけれども、就労時間が長くなっていること、それから女性側の社会進出、これに伴い、地域の人材が足りなくなってきたという現状についても留意していただきたいと思
います。

老々福祉と言いますか、そういう現状であり、社会性も情報化社会において、個のサー
クル、個の趣味、高年齢の方もそのようなグループに所属するために、地域町内会で
活躍するのではなくて、今日はどここのサークルの活動というように、自分の健康年齢
を目一杯過ごそうというのが今の流れですので、地域福祉の担い手が本当に細くなって
いることについて、危機アラートを鳴らしておきたいなと思います。

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

大事な指摘だと思います。私の意見では、地域の担い手がいなくなってくるので、働
いている人が、働きながらも土日とか少し地域活動するとか、何かそういう層を早め早
めに地域福祉の人材に取り込んでいくことも、すごく大事だと常日頃から思っています。
個人的な意見ですが、そんな気もしています。時間がないところすみませんでした。

それでは皆様方、今日のところはよろしいでしょうか。まだ発言の機会がなかった
先生方も御意見あるかと思います。少し会議時間が延長になりましたが、言い足りな
かったところについては、事務局に提出してもらおうということでやっていきたいと思いま

す。

次回以降は、あたら けいかく なかみ いろいろ ぎろん ほじ
新しい計画についての中身について、色々な議論が始まるということだと
おも じむきよく じゆんび ねが おも じむきよく
思いますので、事務局は準備をよろしくお願ひしたいと思います。それでは事務局にお
かえ
返しします。

じむきよく
(事務局)

かもはら かい ちょう
蒲原会長ありがとうございました。

ほんじつ かず おお きちょう ごい けん こころ かんしゃ もう あ
本日は数多くの貴重な御意見をいただき、心から感謝申し上げます。

ぎだい ぼん め しょう しゃけい かく とりくみ じょう きょう く かえ
議題の1番目、かながわ障がい者計画の取組状況につきましては、繰り返しになり
ますが、12月14日まで、御意見を受け付けておりますので、資料1の裏面等を御活用いた
だければと思います。また、会場の委員の皆様につきましては、机上に配布させていた
だいている黄色のフラットファイルは、そのまま残していただければ、事務局で保管い
たします。次回の審議会は2月を予定しており、日程につきましては、改めて調整をさ
せていただきます。

だい かい かな が わ けん しょう が い しゃ せ さ く しん ぎ かい しゅう りょう ほんじつ まこと
それではこれで第35回神奈川県障害者施策審議会を終了いたします。本日は誠に
ありがとうございました。